住宅宿泊事業法案(閣法第六一号)(衆議院送付)要旨

要 に 並 に ょ 本 び り、 法 的 に 住 律 確 に $\sum_{}$ 宅 案 対 れ は 宿 応 5 泊 管 我 L \mathcal{O} てこ 事 理 が 業 業 玉 れ を を に 5 営 営 お \mathcal{O} む む け 者 者 者 る 及 観 \mathcal{O} \mathcal{O} 来 業 び 光 訪 務 住 旅 宅 客 及 \mathcal{O} び 適 \mathcal{O} 宿 滯 正 泊 宿 在 な 仲 泊 を 運 を 介 促 営 業 8 ぐる 進 を を Ļ 営 確 状 保 む Ł 者 況 L に 0 0 12 係 て 0 鑑 み、 る 玉 民 玉 登 内 住 生 録 宅 活 外 制 宿 \mathcal{O} か 度 安 5 を 泊 定 設 事 \mathcal{O} 向 観 け 業を営 る 上 光 等 及 旅 \mathcal{U} 客 \mathcal{O} む 措 者 玉 \mathcal{O} 民 宿 置 に 係 を 経 泊 に 講 る 済 ず 対 届 \mathcal{O} ること す 発 出 る 制 展 12 需 度

で に 百 あ 都 八 道 0 + 7 府 県 日 は を 知 超 当 事 え 該 保 な 保 1 健 健 範 所 所 囲 設 設 置 置 で 市 宿 市 等 等 泊 さ 0) で 長。 せ あ る 0 て、 事 以 業) 下 そ 同 を r. 0 営 長 む が 旨 住 に 住 宅 0 宅 届 宿 出 宿 泊 を 泊 事 事 業 L た 業 等 者 関 (宿 は、 係 泊 行 旅 料 政 事 館 を受け 業 務 法 を 第三 て 処 住 理 条 宅 す 第 に る 人 ŧ を 項 0) 0 0 年 区 規 定 間 域 寄

与

す

ることを

目

的

とす

る

t

 \mathcal{O}

で

あ

り、

そ

 \mathcal{O}

主

な

内

容

は

次

 \mathcal{O}

لح

お

ŋ

で

あ

る。

に 関 住 L 宅 住宅宿 宿 泊 事 泊 業 事 者 業の は、 適 宿 正 泊 な 遂 者 \mathcal{O} 行 衛 生 \mathcal{O} ため \mathcal{O} 確 保、 0 措 置 宿 を 泊 講 者 ľ に なけ 対 する れ ば 騒 なら 音 0 な 防 いこととする 止 等 \mathcal{O} た 8 0 説 明、 苦 情 \sim \mathcal{O} 対 応 等

12

カン

カ

わ

5

ず、

当

該

事

業を

営

むことができることとする。

 \equiv 住 宅 宿 泊 事 業 者 は、 届 出 住 宅 0 届 出 に 係 る 住 宅) \mathcal{O} 居 室 \mathcal{O} 数 が --- 定 \mathcal{O} 数 を 超 え ると き、 又 は 届 出 住

宅 に 人 を 宿 泊 さ せ る 間 不 在 と な る لح き は 当 該 届 出 住 宅 に 係 る 住 宅 宿 泊 管 理 業 務 住 宅 宿 泊 事 業 \mathcal{O} 定 \mathcal{O}

者に委託しなければならないこととする。

業

務

及

び

住

宅

宿

泊

事

業

 \mathcal{O}

適

切

な

実

施

 \mathcal{O}

た

8

に

必

要

な

届

出

住

宅

 \mathcal{O}

維

持

保

全

に

関

す

る

業

務

を

住

宅

宿

泊

管

理

業

兀 住 宅 宿 泊 事 業 に 0 1 て 都 道 府 県 知 事 12 ょ る 業 務 改 善 命 令、 業 務 停 止 命 令、 報 告 徴 収 及 び <u>77.</u> 入 検 查 等 12

方 関 法 す に る ょ 規 ŋ 定 監 を 督 設 \mathcal{O} け 目 的 住 を 宅 達 宿 成 泊 す 事 業 ること 者 が が そ で \mathcal{O} き 営 な む 1 住 لح 宅 き 宿 は、 泊 事 都 業 道 に 関 府 県 L 法 知 事 令 等 は に 住 違 宅 反 宿 L 泊 た 場 事 業 合 \mathcal{O} で 廃 あ 止 0 て、 を 命 ず 他 る \mathcal{O}

ことができることとする。

五 都 道 府 県 住 宅 宿 泊 事 業 等 関 係 行 政 事 務 を 処 理 す る 保 健 所 設 置 市 等 \mathcal{O} 区 域 に あ 0 7 は 当 該 保 健 所 設 置

市 等 は 住 宅 宿 泊 事 業 12 起 因 す る 騒 音 \mathcal{O} 発 生 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 事 象 に ょ る 生 活 環 境 \mathcal{O} 悪 化 を 防 止 す る た 8 必 要 が

あ る と き は 合 理 的 に 必 要 と 認 8 5 n る 限 度 12 な 11 て 政 令 で 定 8 る 基 準 に 従 1 条 例 で 定 8 る ところ に ょ

り 区 域 を 定 \otimes て 住 宅 宿 泊 事 業 を 実 施 す る 期 間 を 制 限 す ること が で きることとす る。

六 住 宅 宿 泊 管 理 業 住 宅 宿 泊 事 業 者 か 5 委 託 を受け て、 報 酬 を 得 て、 住 宅 宿 泊 管 理 業 務 を 行う 事 を 営

もうとする者 は 国 土 交 通 大 臣 0 登 録 を受け な け れ ば な 5 な いこととするととも に、 五 年ごとに 登 録 0) 更

新 を 受 け な け れ ば そ \mathcal{O} 期 間 \mathcal{O} 経 過 に ょ 0 て、 そ \mathcal{O} 効 力 を 失うこととする。

七 住 宅 宿 泊 管 理 業 者 は 住 宅 宿 泊 事 業 者 に 対 す る 管 理 受 託 契 約 \mathcal{O} 内 容 \mathcal{O} 説 明 等 \mathcal{O} 住 宅 宿 泊 管 理 業 \mathcal{O} 適 正 な

遂 行 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 措 置 及 び 住 宅 宿 泊 事 業 \mathcal{O} 適 正 な 遂 行 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 措 置 \mathcal{O} 代 行 を 実 施 L な け れ ば な 5 な 1 こととす

る。

八 住 宅 宿 泊 管 理 業 に 0 1 て、 玉 土 交 通 大 臣 及 び 都 道 府 県 知 事 に ょ る 業 務 改 善 命 令 並 び に 報 告 徴 収 及 び <u>\frac{\frac{1}{3}}{2}</u> 入

検 査 玉 土 交 通 大 臣 に ょ る 業 務 停 止 命 令 及 び 登 録 \mathcal{O} 取 消 L 等 に 関 す る 規 定 を 設 け ることとす る。

九 観 光 庁 長 官 \mathcal{O} 登 録 を 受 け た 者 は 旅 行 業 法 第 =条 \mathcal{O} 規 定 に か か わ 5 ず、 住 宅 宿 泊 仲 介 業 報 膕 を 得

宿 泊 者 لح 住 宅 宿 泊 事 業 者 لح \mathcal{O} 宿 泊 サ ビ ス \mathcal{O} 提 供 に 0 1 7 \mathcal{O} 媒 介 等 を 行 う事 業 を営 む こことが で きること

とするとともに、 五 年ごとに 登 録 \mathcal{O} 更 新 を 受け な け れ ば、 そ \mathcal{O} 期 間 \mathcal{O} 経 過 に ょ 0 て、 そ \mathcal{O} 効 力 を失うこと

とする。

+ 住 宅 宿 泊 仲 介業 者 は、 宿 泊 者 に 対 する 住 宅 宿 泊 仲 介 契 約 \mathcal{O} 内 容 0 説 明 等 \mathcal{O} 住 宅宿 泊 仲介 業 0 適 正 な遂 行

 \mathcal{O} た め \mathcal{O} 措 置 を 講 ľ な け れ ば な 5 ないこととする。

+ 住宅 宿泊 仲介業に 0 い て、 観 光 庁 長 官 による業務 改善 命 令、 業務 停 止 命 · 令、 登 録 \mathcal{O} 取 消 し、 報 告 徴 収

及 び <u>\f</u> 入 検 查 等 12 関 す る 規 定 を設 けることとするととも に、 外 玉 住 宅 宿 泊 仲 介 業 者 外 玉 に お 1 て 住 宅 宿

そ \mathcal{O} 業 務 \mathcal{O} 全 部 若 しく は 部 \mathcal{O} 停 止 を 請 求することが できることとする。

泊

仲

介

業

を営

む

者)

が

定

 \mathcal{O}

要

件に

該当するときは、

そ

 \mathcal{O}

登

録

を

取

り

消

し、

又

は

年

以

内

 \mathcal{O}

期

間

を 定

 \otimes

7

十 二 政 府 は、 0) 法 律 \mathcal{O} 施 行 後 三年 を経 過 し た 場 合におい て、 こ の 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 状 況 に つ 1 て 検 討 を 加

え、 必 要 が あ ると 認め るとき は、 その 結 果に 基づ ١ ر て 必 要 な 措 置 を 講 ず る Ł 0) لح す る。

十三 その他所要の規定の整備を行うこととする。

+ 兀 _ \mathcal{O} 法 律 は 部 \mathcal{O} 規 定 を除 き、 公 布 \mathcal{O} 日 カュ 5 起 算 L て — 年 を 超 え な 1 範 井 内 に お 1 て 政令で定め る

日から施行することとする。